

令和8年4月1日より助成対象を拡大しました

久喜市がん患者

アピランス用品購入費助成事業

久喜市ではがん治療による外見の変化を補うことにより、心理的な負担を軽減できるようウィッグ等の他、補整具等すべてのアピランスケア用品の購入に関する費用の一部を助成します。



対象者

- ① がん治療の副作用に対処するためアピランスケア用品を購入した方
- ② 申請日において、市内に住所を有する方
- ③ 国や他自治体より同様の助成を受けたことがない方
- ④ アピランスケア用品を購入した日から1年以内

助成対象品

- ① ウィッグ、ウィッグの装着に必要な頭皮保護用ネット、帽子等
- ② 補整具、エピテーゼ等がん治療に伴う外見の変化に対処するためのアピランスケア用品※

※②については、令和8年4月1日以降に購入したものに限ります。

助成金額・回数

金額 区分ごとに上限10,000円
(購入金額が10,000円に満たない場合は実際に要した費用)
回数 区分ごとにそれぞれ1回限り

申請方法

以下の①～⑤を保健センター（中央・栗橋）または菖蒲・鷺宮行政センター福祉係窓口にご提出ください。
(郵送の場合は中央保健センターに送付してください。)

① 久喜市がん患者アピランスケア用品購入費助成金交付申請書

② 久喜市がん患者アピランスケア用品購入費助成金交付請求書

③ がん治療が行われていることが分かる書類の写し
(医師の診断書、治療方針計画書等)

④ アピランスケア用品の購入にかかる領収書等明細が分かるものの原本と写し(対象者氏名、購入日、購入金額、購入元が明記されているもの)

⑤ 振込先の金融機関・支店・口座番号が分かるものの写し
(通帳の写し等)

※①②は、保健センター（中央・栗橋）、菖蒲・鷺宮行政センター福祉係窓口で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

詳細は
こちら



お問い合わせ先

久喜市地域保健課

☎ 0480-21-5354

中央保健センター
〒346-0005

久喜市本町5-10-47

